



①類似業務の経験	44 点
②対象国又は同類似地域での業務経験	10 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	10 点
	(計 100 点)

類似業務	ジェンダーに係る各種調査
対象国／類似地域	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ドミニカ共和国/全世界
語学の種類	西語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、多くの開発途上国において包摂的な社会と強靱な経済を構築する上での喫緊の課題と認識されている。日本政府の開発協力大綱（2015）では、その基本方針において、「人間一人ひとり、特に脆弱な立場におかれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う（後略）」とあり、2016年5月には大綱の女性活躍推進のための課題別政策として「女性の活躍推進のための開発戦略」も発表されている。また、2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、今後2030年までに世界が取り組む開発目標として策定された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の17ある目標においても、ジェンダー平等とすべての女性および女児のエンパワメントの達成は主要な開発目標の一つ（ゴール5）として掲げられているとともに、すべての開発目標の達成において必要不可欠な横断的取り組み課題であることが明示されている。

JICAは、在外事務所を有する協力対象国（一部支所・駐在員事務所も含む）において、国別のジェンダー情報収集整備調査を実施しつつ、従来から国際協力事業へのジェンダー主流化を推進してきた。1996年度以降は、計81ヶ国において情報整備を実施し、ジェンダー視点に立った案件形成や評価に向けた取り組みを強化してきている。中米地域においても、これまでに、エルサルバドルやホンジュラスなどにおいて調査を実施しつつ、二国間協力を通じてジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた取り組みを推進してきているところである。

一方で、中米地域においては現在、地域の社会・経済統合の動きが加速化しつつあり、地域統合プロセスにおけるジェンダー主流化の推進が課題となっている。地域レベルにおいてジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する役割を担う「中米・ドミニカ共和国女性大臣審議会（COMMCA:Consejo de Ministras de la Mujer deCentraomrica

y Republica Dominicana) は 2013 年に「ジェンダー平等・公平のための地域政策 (Política Regional de Igualdad Equidad de Género del Sistema de la Integración Centroamericana、以下「PRIEG」) を策定し、同政策の推進に力を入れている。

こうした中、JICA は、2015 年 10 月に実施された「中米統合機構」(SICA : Sistema de la Integración Centroamericana) との協議において、「女性の経済的エンパワメント」に関する域内の取り組みを対象とした協力を推進していくことを合意し、「SICA-JICA 地域協働アクションプラン覚書 (2015 年 10 月)」に署名した。また、2015 年 12 月には COMMCA との協議にて、地域における関連政策の実現やモニタリング・評価を担う COMMCA 技術事務局の能力向上への支援に合意した。

この COMMCA 技術事務局は、SICA におけるジェンダー主流化の推進を担うリージョナル・マシナリーとして地域全体のジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けて、以下の 2 つの役割を持っている。

(1) ICA 内に設置されているセクター別技術委員会が行うセクター毎の地域レベルの取組みにジェンダーの視点を入れるための働きかけ

(2) 域内各国女性担当省庁、いわゆるナショナル・マシナリーとの連携および情報共有を通じ、各国レベルにおけるナショナル・マシナリーのジェンダー主流化に向けた取り組みの促進このような状況を受けて、JICA 中南米部は 2015 年度に「中米、ドミニカ共和国における女性の経済的自立に関する基礎情報収集確認・調査」を実施した。同調査においては女性の経済的エンパワメントに関し、前述の (2) 部分を中心とした COMMCA 技術事務局の実施体制、活動内容や課題を把握するための情報収集を行った。

今回の調査は、同じく女性の経済的エンパワメントに関し、前述の (1) についての追加的に情報収集を行うものである。

なお、SICA 側から要望のあった女性の経済的エンパワメントは、PRIEG に掲げられた 7 つの柱の 1 つであり、SICA 内にはこの柱を推進するための技術委員会 (西語での略語 : CTS EJE1-PRIEG) が設置されている。この CTS EJE1-PRIE はグアテマラに所在する中米の経済面での統合を担うセクター別技術委員会である中米経済統合一般条約常設事務局 (SIECA : Secretaría de Integración Económica Centroamericana) に統括している。調査実施に際しては、調査対象となる COMMCA 技術事務局のみならず、SIECA をはじめとする CTS EJE1-PRIEG 関係者に対しても十分に情報共有を行い、情報収集時も可能な限りの支援や同行を求めることとする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェンダー情報収集・確認調査のために必要な以下の業務を行う。

### (1) 調査の目的

本調査は、女性の経済的エンパワメントの推進に関し、SICA 内に設置されているセクター別技術委員会の機能や役割、地域レベルの取り組みを確認し、これに対する COMMCA 技術事務局による支援や活動内容と他ドナーの支援状況を把握、分析することにより、課題を抽出することを目的とする。

これは、今後 JICA が COMMCA 技術事務局のモニタリング・評価能力向上のために具体的な協力案を策定する際の参考資料とすることを想定している。

## (2) 調査工程

### ア. 国内準備期間 (2017年6月下旬～7月上旬)

- (ア) JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せを通じ、本調査の背景、目的、方針等を理解する。
- (イ) PRIEG、中米およびドミニカ共和国における女性の経済的自立に関する基礎情報収集・確認調査」報告書等既存の資料をレビューする。特に、「中米およびドミニカ共和国における女性の経済的自立に関する基礎情報収集・確認調査」報告書に関しては、更に情報が必要な点、不足している点があればそれを確認、抽出する。その上で、現地調査で収集すべき情報を検討し、関係機関等に対する質問票(案)(西文)を作成する。
- (ウ) 上記(ア)、(イ)の結果を踏まえ、①調査計画(案)(調査方針、調査手法、調査対象プログラム・プロジェクト等を含む)、②訪問先リスト、③日程案(すべて和文・西文)、④調査説明用資料(西文)及び⑤質問票等を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。(①～④等に関しては、現地調査出発2週間前を目安に提出すること。)なお、10.(1)①で述べるとおり、本調査ではエルサルバドル、ニカラグアを含む4か国を訪問する。
- (エ) 第一次現地業務開始前に開催される対処方針会議等に参加する。

### イ. 第一次現地業務期間 (2017年7月上旬～8月上旬)

- (ア) JICA エルサルバドル事務所をはじめ関係在外事務所等との打ち合わせに参加する。
- (イ) JICA と COMMCA 技術事務局および CTS EJE1-PRIEG との協働によるテレビ会議の開催に際し、企画段階からその開催を支援する。また、開催時にはその時点までに収集した情報等についての発表を行うとともに、議論のファシリテーションの支援を行う。  
なお、このテレビ会議は、女性の経済的エンパワメントの推進の際に、COMMCA 技術事務局によるモニタリング・評価の進捗状況を把握するために実施するものである。対象者は COMMCA 技術事務局及び CTS EJE1-PRIEG を統括する SIECA の他、関係セクター別技術委員会、COMMCA 加盟国女性担当省庁等から各2名、計20名程度を想定している。
- (ウ) (イ)の結果を踏まえ、COMMCA 技術事務局および CTS EJE1-PRIEG との協議および関係国への現地調査に参加する。
- (エ) 女性の経済的エンパワメントの推進に関する SICA 関連政策の内容を確認する。
- (オ) 女性の経済的エンパワメントの推進に関する地域レベルの政策指標(モニタリング・評価指標)をレビューする。なお、この際には SDGs における関連指標との整合性についても確認する。
- (カ) COMMCA 技術事務局の役割と組織体制、活動の現状を包括的にレビューし、整理するとともに、特に女性の経済的エンパワメントの推進に関する取り組みや、組織体制の現状と課題を分析する(女性の経済的エンパワメントの推進に関し設置されている関係セクター別技術委員会の機能や役割、メンバー、活動

の現状や課題、他ドナーの支援状況の分析)。

- (キ) SICA 内地域統合のモニタリング・評価の方針や状況につき聴取する。
- (ク) COMMCA 加盟国女性担当省庁を訪問し、SICA 内セクター機関の地域レベルの取組みにどのようにジェンダーの視点を入れているのか確認する。
- (ケ) 女性の経済的エンパワメントに関する地域プログラムの概要を整理するとともに、それらの実施の現状と課題をジェンダー視点から分析する。
- (コ) ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する地域の取組みに対する他ドナーの支援状況を確認する。
- (サ) 中米地域における女性の経済的エンパワメントの推進に関連する JICA の取組みを整理し、ジェンダー視点からその成果と課題を分析する。
- (シ) 第一次現地業務の結果を COMMCA 技術事務局および CTS EJE1-PRIEG と共に取りまとめ、第二次現地業務期間の調査計画(案)を検討する。
- (ス) 現地調査結果を第一次現地業務結果報告書(西文)として取り纏め、JICA エルサルバドル事務所において報告する。

#### ウ. 国内作業期間(2017年8月上旬～8月中旬)

- (ア) 第一次現地業務報告書を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に第一次現地業務結果を報告する。
- (イ) 第一次現地業務の結果と JICA 本部等との協議を踏まえ、第二次現地業務期間の調査計画(案)を策定し、JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に説明する。
- (ウ) 上記(ア)、(イ)の結果を踏まえ、①調査計画(案)(調査方針、調査手法、調査対象プログラム・プロジェクト等を含む)、②訪問先リスト、③日程案(すべて和文・西文)及び④調査説明用資料(西文)⑤質問票等を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部に提出する(現地調査出発3日前までの提出を目安とする)。

#### エ. 第二次現地業務期間(2017年8月中旬～2017年9月中旬)

- (ア) JICA エルサルバドル事務所をはじめ関係在外事務所等との打ち合わせに参加する。
- (イ) 第一次現地調査の結果を踏まえた上で、必要な追加調査を行う。
- (ウ) 追加調査の結果を踏まえ、JICA と COMMCA 技術事務局および CTS EJE1-PRIEG との協働による、COMMCA 加盟7カ国のナショナルマシナリー代表者(PRIEG 担当、評価モニタリング担当等)各国2名程度を招聘し、COMMCA 枠組みにおける PRIEG のモニタリング・評価能力向上に関する具体策を議論するための1日程度のワークショップを企画・実施支援する。開催時には、その時点までの調査結果等についての発表を行うとともに、議論のファシリテーションの支援を行う。
- (エ) 現地調査結果を第二次現地業務結果報告書として纏め、JICA エルサルバドル事務所において報告する。

#### オ. 帰国後整理期間(2017年9月中旬～10月上旬)

- (ア) 第二次現地業務報告書を JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。

- (イ) 収集資料を整理・分析し、第一次・第二次現地業務結果の取り纏めを行い、最終報告書（和文）ドラフトを作成する。
- (ウ) 帰国報告会、国内打合せに出席し、JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に第一次・第二次現地業務の最終報告を行う。
- (エ) JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署のコメントを反映したうえで、最終報告書（和文）を作成する。
- (オ) 最終報告書（和文）の内容に従い、最終報告書（西文）ドラフトを作成する。
- (カ) JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に最終報告書（西文）ドラフトの内容確認を行い、最終報告書（西文）を完成させる。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

第一次・第二次現地業務結果を取りまとめた報告書を最終成果品とする。

(1) 第一次現地業務結果報告書および第二次現地業務結果報告書（現地業務終了時に現地関係者に現地業務の結果を共有するために使用。議事録、面談記録等も含む）西文（製本の必要はありません）、電子データのみ。

(2) 第一次・第二次現地業務結果を取りまとめた最終報告書

各国和文・西文各3部（簡易製本）

電子データ(CD-R)2枚

※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

※西文の成果品に関しては、西文を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空便経路は、経済性及び利便を考慮した路線を選択してください。

ア. 第一次現地業務期間：

本邦-エルサルバドル・サンサルバドル-グアテマラ・グアテマラシティ  
— - エルサルバドル・サンサルバドル - 本邦を標準とします。

イ. 第二次現地業務期間：本邦 - エルサルバドル・サンサルバドル - 本邦を標準とします

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第一次現地業務期間は2017年7月上旬～8月上旬を予定していますが、現地情勢の変化等により、変更する可能性があります。

なお、現地調査は、COMMCA 技術事務局が所在するエルサルバドル、および、CTS EJE1-PRIEG を統括する SIECA が所在するグアテマラの2か国を想定しています。

第二次現地業務期間は、2017年8月中旬～2017年9月中旬を予定しています。なお、現地情勢の変化等により、第二次現地業務期間中に開催予定のワークショップ開催地は、変更する可能性があります。

### ②現地での業務体制

本業務従事者以外の調査団員として、ワークショップ開催時を中心に、現地業務期間の一部に社会基盤・平和構築部からの総括としての参団を予定しています。また、JICA エルサルバドル事務所および現在 SICA 事務総局に対して JICA から派遣中の地域協力アドバイザー専門家による調査実施支援並びに情報提供も行います。

### ③便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

原則、JICA がアレンジしますが、一部の国際機関や NGO 等に関しては、コンサルタントから直接連絡を取ってもらう場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室 (eiggh@jica.go.jp) からメールで配布します。

・「中米およびドミニカ共和国における女性の経済的自立に関する考察」(最終報告最終版)

・“ESTUDIO SOBRE AUTONOMA ECONMICA DE LAS MUJERES EN CENTROAMERICA Y REPUBLICA DOMINICANA” (Informe Final Versin final)

②本業務に関する資料「PRIEG」が、COMMCA のウェブサイトで公開されています。

<https://www.sica.int/consulta/documento.aspx?Idm=1&idn=83591&idm=1&IdEnt=303>

### (3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上